

令和2年度予算編成方針について(案)

内閣府が発表した7月の月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とする一方で、「中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と指摘している。

また、東京都においては、「歳入の根幹を成す都税収入は、現在は堅調に推移しつつあるものの、令和元年度税制改正において、地方法人課税における理不尽な制度見直しが新たに講じられることとなり、令和2年度以降、都財政に大きな影響が生じる」など、その先行きは予断を許す状況にない」としている。

区財政においては、納税義務者数の増等により特別区税の増加傾向が続いているものの、一般財源は、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税による減収等の不合理な税制改正等の影響が懸念される。

また、今後も社会保障関係経費の増加が続くとともに、区民施設や学校施設の整備等に係る経費も増えることが見込まれることから、引き続き予断を許さない状況にある。

来年度は、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年を迎え、大会の機運醸成やレガシー創出の集大成として、本区の発展につながる魅力ある施策を展開していく必要がある。今後、多様性を増す行政需要に的確に対応していくためには、これまで以上に柔軟かつ迅速に区政課題を解決していく必要があり、現在、策定を進めている「(仮称)文の京総合戦略」は、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにし、その解決に向けて戦略的に事業展開を図ることとしている。

これらの状況を踏まえ、事務事業の選択と集中によって限られた資源をより効果的に活用し、喫緊の区政課題に対応しながらも、バランスのとれた安定的な財政基盤を構築し、将来にわたって持続可能な財政運営を図っていかねばならない。

こうした視点に立ち、令和2年度予算は、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 課題解決に向けた戦略的な施策の展開

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、「(仮称)文の京総合戦略」に掲げる主要課題の解決等に邁進するため、現場の視点を重視し、既存の分野や領域を超えた柔軟な発想により、一つ一つの事務事業に、より一層の創意工夫を凝らし、効率的・効果的に質の高いサービスを提供するための予算を編成する。

(2) 重点施策

令和2年度予算編成において、次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開する。

ア 主要課題の解決につながる施策

「(仮称)文の京総合戦略」に掲げる主要課題の解決に向けた計画事業のうち、当該年度において新規に実施する事業及びレベルアップを図る事業

イ その他、重要性の高い施策

上記のほか、区として重点的に推進する必要があると認められた事業

(3) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にしながら予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

また、新たな行政計画の計画事業以外の事業については、事業の成果や方向性、優先度を十分に検証することで事業の見直しを行うとともに、事業の継続に当たっても、着実な見込みと実績を踏まえること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

事業の意義や成果を捉え、かつ、政策・施策レベルの行政評価の結果を踏まえて組織横断的に事業内容を検討し、以下のとおり事業経費を見積もること。

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しや類似事業との統合を行うなど徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提として経費を見積もること。

また、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、事業の効果や優先順位等に留意し、部を超えた統合等も視野に入れ、より実効性を高める手法へと見直しや再構築を図ること。

なお、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金等(補助金に準ずる負担金及び交付金等を含む。)については、改定した「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき、基本方針に照らした十分な検証を行うことはもとより、「補助金等チェックシート」による3年間の実績検証を踏まえた上で、課題及び今後の方向性を改めて検証し、事業の見直しを行い見積もること。

また、補助金等の創設に当たっても「補助金等チェックシート」を作成し、基本方針に照らした十分な検討を行った上で、事業構築を行い見積もること。

エ 区主催による行事、イベント等の実施に当たっては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による影響を十分考慮した上で、関係機関等と調整し、適切に判断すること。

(2) 内部努力の徹底及び業務の見直し

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き抑制に努めること。

ウ 公共施設等については、「公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針を踏まえ、管理を行うこと。

施設等を整備するに当たっては、施設の利用状況や老朽度を的確に把握し、予防保全の視点から修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、財政負担の平準化の観点を含め、適切な時期に計画的に改修・更新を行うこと。

また、緊急の対応を要する場合には、その必要性を十分に精査すること。

維持管理経費については、使用料等受益者負担の積算基礎となることから、経費の見直しを図ることはもとより、管理運営の一元化や多様な主体の活用による施設運営を進めるなど、更なる縮減に努めること。

エ 建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

なお、土木工事についても一層のコスト縮減に努めること。

さらに、工事費の高騰などの社会経済状況変化や工事内容の把握に努め、単価等積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

オ ICTにおける技術革新にも注視し、区民サービスの利便性の向上及び職員の働き方改革と業務改革の視点から、AI(人工知能)及びRPA(業務自動化)等の利用については、積極的な導入を進めること。

カ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、職員配置の見直し及び後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、高い徴収率を達成しているが、引き続き徴収率の維持・向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、積極的な確保に努めること。

ウ 使用料及び手数料等を改定する場合は、受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針(平成28年度改定)に基づき見積もること。

エ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。

オ 貸付金等に係る償還金などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

カ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

多様化する区民ニーズや国等の制度改正に的確に対応していくため、組織的な働き方の見直しや事務事業の徹底した見直し等を行い、組織及び人員の適正化に努めること。

こうした取組等によっても対応が難しい、新たな業務が生じる場合などにあっては、その事務量や運営方法等を十分精査した上で、必要な組織改正や人員配置等について、適切に協議すること。

また、令和2年度から新たに導入される会計年度任用職員についても、制度の趣旨を踏まえ、適正な人員配置等に努めること。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的及び自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費(義務的経費・政策的経費)以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び企画政策部財政課(以下「財政課」という。)が指定する職員給与費に準じるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金(財政課が指定するもの) ④ 分担金・負担金(財政課が指定するもの) ⑤ 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業規模等が安定していない事業費(財政課が指定するもの) ③ 施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費(財政課が指定するもの) ④ 電算システム開発及び企画政策部情報政策課所管の電算システムの維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費(一件 100 万円以上の物品及び車両) ⑦ 債務負担行為等に係る事業費(財政課が指定するもの) ⑧ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理料 ⑨ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑩ 積立金 ⑪ 予備費 ⑫ 繰入金等、主に財政課が所管する財源に係るもの(財源対策) ⑬ 臨時的・緊急避難的な措置を必要とする事業費(財政課が指定するもの)